

一宮市小中学校長会
会長 脇田 幸和様

一宮市教職員労働組合
執行委員長 水谷忠二

申し入れ書

日頃より一宮の教育発展のために尽力されていることに敬意を表します。

つきましては、子どもたちの教育環境をよくし、働きがいのある学校にするために、下記の事項について話し合いをもちたいと思いますので、内容をよくご検討の上、誠意ある回答をお願いします。

記

1. 教師の労働条件の改善について

(1) 勤務時間については、さまざまな問題が起きているが、学校の特殊性から休憩をとることは事実上無理である。よって勤務開始から連続8時間の勤務をもって勤務終了ということになっている学校が多い。しかし、中には8時間45分を勤務と考えたり、8時間終了後会議を持ったり、勤務時間終了後の過ごし方に制約を持たせるような発言をする校長が依然としている。これは労働基準法違反である。

以下の項目は、愛知県教職員労働組合協議会と県校長会が2003年2月15日に確認したものであり、一宮市の校長会も同意した内容である。この10項目について、今年度も誠実に履行すること。

勤務時間に関わる問題は、労使協議事項として、市教委・校長は、誠意を持って交渉に当たること。

校長は、勤務の割り振りにあたって、所属職員との合意形成に努力しなければならないこと。

45分の休憩時間は、一斉付与が原則であること。

休憩時間は、勤務場所を離れ、自己の時間として自由に利用できる時間であること。

児童生徒が在籍している間は、本来の休憩・休息はとりにくい状況にあること。

午前午後各15分の休憩時間については、校長はその確保のため最大限の努力をする必要があること。

45分の休憩時間が与えられることなしに、8時間を超えて勤務を命ずることは違法であること。

45分の休憩時間を割り振られた時間通りに与えることができなかつた場合は、その日のうちに与えなければならないこと。

教員には、4%の教職調整額が出ているから、超過勤務は当然という認識は誤りであること。

一日の勤務時間が合計8時間を超えた場合は、速やかに別の日の勤務との間で振り替えを行い、一週間あたり40時間をこえてはならないこと。

(2) 厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」(2001年4月6日基発339号)通達やその内容を発展させた「サービス残業総合対策要綱」「サービス残業解消対策指針」(2003年5月23日)に基づき、次のような適切な措置をとること。

職員ごとの超過労働時間(持ち込み残業を含む)を把握し、超過労働時間にならぬようその改善を図ること。

勤務時間の割り振り変更簿への記入を促進し、適切な勤務時間の割り振り変更が行われるよう徹底すること。

ボランティアの名の下に、休日の勤務をさせないこと。

(3) やむを得ず時間外勤務を命ずることができるのは、限定4項目のみであること

を正しく理解していない校長がいる。条例にのっとり、校長会の責任において指導すること。

(4) 登下校指導、週番活動、学校行事、諸会議、現職教育などで時間外勤務が行われた場合は、勤務時間の割り振りの変更で対応すること、および勤務時間の割り振りの変更は事前に行い、それを全職員に知らせることをすべての校長に周知徹底させること。

(5) 夏季休業中の勤務について

長期休業中は正規の勤務時間内であっても、業務の種類・性質によっては、校長の承認のもとに、学校外の勤務により処理しうよう運用上配慮を加えることは、教育公務員特例法や勤務時間に関する通達「義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置条例の施行について」に基づく当然の措置であることをすべての校長に周知徹底させること。

研修報告書の提出を義務づけないこと。また、報告書の内容は、報告者の自主性に任せること。

(6) 泊を伴う学校行事について、勤務時間の割り振りの変更を正確に行えるようにすること。

(7) 県教委の「小中学校教職員定数配当方針」にしたがって、教頭は学級対応分の教諭として、また教務・「校務」主任は専科教諭または学級担任として職務を果たすよう改めること。

教務主任・「校務主任」は、学級担任または専科教諭であるので、それと同等の担当時間数となるようにすること。

「教務・校務を特別扱いしない」(98年市教委回答)ならば、現在行われている特別扱いを直ちに止め、以下のようにすること。

- ・教務・「校務」も、クラブ、委員会、週番、通学団などの担当をすること。

- ・職務に関係のない文書には決済印を押印しないこと。

- ・管理職が作成すべき文書を教務・「校務」に作成させないこと。

- ・教務室の座席を管理職と同じように前に置かないで、所属学年の場所に置くこと。

- ・校務分掌にもない「4役会議」なるものを行わないこと。

(8) 事務用品は、年度初めに希望を聞くなどして、校務を全うするのに必要なものを全て支給するよう改善すること。また、携帯電話を学校に支給するよう、市に要望すること。

(9) 「年次休暇の計画使用の促進等運用面での積極的な取り組みが必要」(2000年県人勸)に基づき、年休の取りやすい職場環境づくりをすすめること。

(10) 衛生委員会について

職員の意見がより反映できるような組織とするため、委員会の構成メンバーを考慮すること。

各校の委員会で、何が論議され何が改善されたか、その事例を明らかにすること。

(11) 教員評価制度について

現場の声を反映することに努力し、全体の合意が得られるまでは制度を実施しないよう県当局に働きかけること。

管理職は、制度について柔軟に対応し、教職員の協力共同が損なわれないように責任を持つこと。

2. 授業時間の確保と多忙化解消について

(1) 不審者対策について

不審者対策の名のもと、教職員に多大な負担を強いたり勤務時間を無視した対応がとられたりしている。どの学校でも、各教諭が授業準備や教材研究といった本務に専念できる体制を確立すること。

不審者対策をより万全にするため、以下の点を市に要求すること。

- ・警備員や交通指導員の配置
- ・ボランティアの確保

- ・廊下の放送設備の改善
- ・教室へのインタホンの設置

(2) 夏期休業中の講習会を少なくし、研修の時間を確保すること。

(3) 部活動等について

部活動は、その担当を職員に強制的に割り振らないこと。また、勤務時間内で活

動を終わること。

小学校の各種選手権大会を見直すこと。当面、水泳選手権大会を廃止すること。
選手権大会のつきそい教員には、全員手当の支給または勤務時間の割り振りを行うこと。

合唱祭の中止を市に働きかけること。また、七夕かざりへの参加を強要しないこと。

- (4) これまで「月に2・3回学年会を確保できるように校長会で話す」という確認がされているにもかかわらず、実施されていない学校が多い。今年度はどのように改善されているのか明らかにすること。
 - (5) 初任者研修について
報告書やレポート類の提出を極力少なくするように、当局に働きかけること。
担当学年や校務分掌に配慮するなど、初任者を学校全体で支える体制を確立すること。
3. 教職員および組合への差別、干渉行為について
- (1) すべての教職員を出身大学、性別、所属組合にかかわらず平等に扱うこと。
 - (2) 校長自らが率先して、教師、子どもの人権を尊重すること。なお、毎年人権無視の行為が繰り返されるので、今後一切起きないように十分徹底すること。
 - (3) 管理職による市教組ならびに市教組組合員に対する不当労働行為を絶対しないこと。万が一行われた場合には、文書による謝罪を行うこと。
 - (4) 管理職への任用に、組合差別をしないこと。
 - (5) 持ち時間数、校務分掌等で、一宮教組役員を優遇しないこと。
 - (6) 「指導力不足教員研修制度」について
「指導力不足教員」にかかわって、学年や学級に問題が生じたときは、担当教師の責任に問題を矮小化せず、その原因や対策を明らかにするため、教職員の協議と合意を尊重する校内協力体制を確立すること。
「指導力不足教員研修制度」を悪用し、教師をおどしたり、管理の手段に用いたりしないこと。
 - (7) 校内人事は、本人の希望をきちんと聞き、最大限尊重すること。希望に添わない場合は、本人の納得を得るよう努力すること。
4. 研修権の保障と旅費の公正明朗な執行について
- (1) 校長（教頭）が県外視察に毎年行く制度を改め、管理職と一般教諭を含めて研修の機会均等をはかること。
 - (2) 研修は、自主性・自発性を基本とし、内容への不当な介入をしないこと。
 - (3) 旅費の予算・決算については、情報公開の観点からも、全職員にその内容ならびに執行状況を明らかにすること。
5. 学校予算について
- (1) 市教委交渉では、用紙代は「全額公費で負担している」との回答であった。しかし、学校によっては、習字紙・原稿用紙などが父母負担となっているところがある。
用紙代全てを公費で支払うよう市へ申請すること。
 - (2) 学校予算・決算については、情報公開の観点に立ち、各学校で全職員に公開すること。
 - (3) 学校予算の増額を市当局に働きかけること。
6. 学校運営正常化のための学校訪問の改善について
- (1) 県教委による「学校運営の改善について（通知）」（平成8年4月16日）にある諸会議の精選に基づき学校訪問を簡素化するよう市教委に要請すること。
当面、現行の学校訪問は1年おきとし、半日日程で行うよう市教委に要請すること。（愛日地区で行われている方式にする。）
研究授業の他校への公開は、授業者・反省記録者に過大な負担を強いているので、公開を中止するよう市教委に要請すること。また、他校の研究授業への参観を割り当てたり強要したりしないこと。
 - (2) 学校訪問のための特別な準備をしないこと。
「平素の活動をみてもらうのが基本」という原則から、学校訪問のためのスケジュール表を作らないこと。

学校訪問のために特別な大掃除をしないこと。

学校訪問のための管理職による校内巡視や点検をしないこと。

あいさつをはじめとした子どもたちへの管理的締め付けをしないこと。

法的根拠のない教科等指導員の派遣を要請しないこと。

- (3) 市教委の指示に従って、箇条書き等による学校訪問記録の簡素化を図り、提出期限にゆとりを持たせ、性急な提出をさせないこと。

7. 修学旅行、通知表(あゆみ)、累積簿の改善について

- (1) 小学校の修学旅行を、来年度どのように実施する予定が明らかになること。

業者、連合方式、コース、宿泊など。

- (2) 学校生活における行動の様子の評価については、人格評価になるので、来年度より削除すること。

- (3) 通知表所見欄は、パソコン等での記入でも良いとすること。

- (4) 累積簿は私簿とし、その使い方については、各教師の裁量に任せること。

- (5) 成績処理や通知表作成の時間を、勤務時間内に確保すること。

8. 30人学級実現及び少人数指導について

- (1) 30人学級を実現するため、校長会として、この1年間どのような努力をされたか明らかにすること。また、2年生以上の少人数学級実現のため、いつ、どのような内容で当局に働きかけたのか、明らかにすること。

- (2) 少人数指導担当教師は、非常勤ではなく常勤にかえるよう、また、続けて採用するときは、同じ学校に勤務できるよう市教委に要請すること。

- (3) 習熟度別授業は問題点が多いのでやめること。

9. その他

- (1) 補助教材の採択は、その年度の担当教師が行うことを基本とすること。

なお、採択委員会の審議で、多数の委員が不採用の意見を述べたにもかかわらず、校長が採択を「お願いする」という事態が数多く見られる。こうした不適正な事態を改め、多数意見を尊重すること。

- (2) 「心のノート」の使用を強制しないこと。

- (3) 教育振興会の出版物を特別扱いしないこと。

教職員に販売業務(集金、配布など)の肩代りをさせないこと。

「ゆうゆう」等の購入者が少ないからといって、申し込み用紙を何度も増し刷りして、担任に注文を取らせたりしないこと。

- (4) 「君が代」斉唱・「日の丸」掲揚を児童・生徒・教職員に強要しないこと。

- (5) 熱中症対策として、各教室に扇風機を設置するよう、市に強く働きかけること。

- (6) 事務処理の肥大化が、日常の教育活動をゆがめている現状がある。今年度、事務処理の簡素化・軽減にむけて、どのような改善がされたのか明らかにすること。

- (7) 市町村合併により、4月から尾西地区と木曽川町で教育条件等が後退したものは何か明らかにすること。また、改善に向けて、今後どのように取り組むのか明らかにすること。